

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成22年6月23日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フォレオ大津一里山 大津市一里山七丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号 代表取締役 村上 健治
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
駐車場の位置および収容台数 1,500台
 - (2) 変更後
駐車場の位置および収容台数 1,320台
- 4 変更年月日
駐車場の位置および収容台数 平成23年2月3日
- 5 変更の理由
店舗運営計画の変更に伴って、駐車場を縮小することになったため。
- 6 届出年月日 平成22年6月2日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成22年6月23日から平成22年10月25日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成22年10月25日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1